

【別表】

区 分	事業種目	事業主体	補助対象経費	補 助 率	採択基準等
森林の育成・整備に関する事業	山林用優良苗木計画生産推進事業	群馬県山林種苗緑化協同組合	健全な森林を造成するため、優良苗木（確認苗木）を計画的に生産し、苗木の円滑供給体制を確立するために要する経費	代表理事が予算の範囲内で定めた額	
林業労働力の安定確保に関する事業	新規就労支援事業	・林業事業主	・支度金 新規就労者に対して用意する作業服、道具等（チェーンソー、刈払機を含む）基本的装備及び作業用具の購入に要する経費	1／2以内 ただし、1人8万円を上限とする。	①事業主体が経費を全額負担する場合に限ることとし、全国森林組合連合会が行う「緑の雇用」関係事業等との併用は認めない。 ②長期就労の見込める新規就労者とし、5年未満の有期雇用契約者は補助対象としない。
			・住宅手当 新規就労者に住宅手当を支給する場合これに要する経費	1／2以内 ただし、1人一月5千円を上限とする。	①事業主体が経費を負担する場合に限ることとし、全国森林組合連合会が行う「緑の雇用」関係事業等との併用は認めない。 ②長期就労の見込める新規就労者とし、5年未満の有期雇用契約者は補助対象としない。 ③新規就労から5年満了までを補助対象期間とする。
			・移転料 新規就労に伴い県外から県内に住居を移転した者に対し、その移転料を負担するために要する経費	10／10以内 ただし、単身者3万円、家族を伴う者5万円を上限とする。	①事業主体が経費を負担する場合に限る。 ②新規就労者が4箇月以上林業現場で従事している場合に限る。 ③他の事業との併用は認めない。
林業労働安全衛生の確保事業	高機能安全装具導入促進事業	・林業事業主（1人親方を含む。）	林業従事者の労働災害防止のため、安全性の高い装具の配布に要する経費	1／2以内 ただし、1事業主体につき <b>20万円</b> を上限とする。また、林業従事者1人につき年度毎に装具2点までとする。	①事業主体が経費を負担する場合に限る。ただし、全国森林組合連合会が行う「緑の雇用」関係事業等との併用は認めない。 ②配布対象者は、原則、年間従事日数150日以上の林業従事者で、補助対象装具は次のとおりとする。 ・安全ズボン・チェーンソー防護ブーツ ・ <b>高視認上着</b> ・防振手袋・イヤマフ付き高機能ヘルメット・安全ベルト ・充電式ファン付ジャケット ・同時通話無線機・フルハーネス型墜落制止器具 ③ <b>新規就労者に要する経費は認めない。</b>

区 分	事業種目	事業主体	補助対象経費	補 助 率	採択基準等
林業労働安全衛生の確保事業	資格取得促進事業	・ 林業事業主（1人親方を含む。）	林業現場における施工管理者と高性能林業機械等のオペレーターの養成や林業従事者の基礎的な資格取得に要する経費	1 / 2 以内 ただし、土木施工管理技士及び造園施工管理技士は8万円を上限とする。	①事業主体が経費を負担する場合に限る。 ②補助対象講習等は次のとおりとする。 ・ 土木施工管理技士 ・ 造園施工管理技士 ・ 普通救命講習 ・ 刈払機取扱作業安全衛生教育 ・ 荷役運転機械等によるはい作業従事者安全教育 ・ 伐木等の業務に係る特別教育 ・ 機械集材装置の運転業務に係る特別教育 ・ ショベルローダー等の運転業務に係る特別教育 ・ 走行集材機械の運転業務に係る特別教育 ・ 伐木等機械の運転業務に係る特別教育 ・ 簡易架線集材装置等の運転業務に係る特別教育 ・ 車両系建設機械運転技能講習 ・ 不整地運搬車運転技能講習 ・ 小型移動式クレーン運転技能講習 ・ 高所作業車運転技能講習 ・ 玉掛技能講習 ・ 造林作業の作業指揮者等安全衛生教育 ・ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 ・ はい作業主任者技能講習 ・ 安全衛生推進者養成講習 ・ フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 ・ その他代表理事が必要と認めた技能講習等 ③他の団体等が実施している助成を受ける場合は、適用外とする。

注) 軽微な変更は、事業量・事業費の減、又は20%以内の増減とし、これを超える場合は重要変更該当し、事業変更承認が必要となる。